

○白鷹町個人情報保護条例

平成15年12月25日

条例第28号

改正 平成16年12月24日条例第33号

平成17年3月25日条例第1号

平成27年9月25日条例第23号

平成28年3月25日条例第4号

平成29年3月24日条例第10号

平成29年6月26日条例第14号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第3条—第10条）

第3章 個人情報の開示請求等（第11条—第25条の2）

第4章 審査請求等（第25条の3—第28条）

第5章 罰則等（第29条—第34条の2）

第6章 補則（第35条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保護及び適正な取扱いについての基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報に対する開示及び訂正等の請求の権利を保障することにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは

電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

- (2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び病院事業管理者をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条の2において同じ。）に規定する記録に記載された特定個人情報をいう。
- (7) 電子計算機 与えられた一連の処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。
- (8) 個人情報の開示 実施機関がこの条例の規定により個人情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は職務以外の目的で持ち出し、若しくは利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(町民の責務)

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときはあらかじめ、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (2) 個人情報取扱事務の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 個人情報の収集先
- (8) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を変更し、又は廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を修正し、又は抹消しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始し、又は変更した後に、登録簿への登録又は登録の修正をす

ることができる。この場合において、実施機関は、速やかに登録又は登録の修正をしなければならない。

4 実施機関は、前3項の規定により登録又は登録の修正若しくは抹消をしたときは、その旨を白鷹町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）又は職員であった者に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

（特定個人情報保護評価）

第5条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に該当する場合には、審査会の意見を聴くものとする。

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき。

（2） 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

（3） 出版、報道等により、公にされているとき。

（4） 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（5） 所在不明、心身上の障害等により、本人から収集することが困難であるとき。

（6） 国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）又は他の実施機関から収集する場合で、相当な理由があると認められるとき。

（7） 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定により、本人以外の者から個人情報を収集したときは、速やかにその旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で本人に通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、要配慮個人情報（本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。）を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するため当該要配慮個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(特定個人情報以外の個人情報の目的外利用及び外部提供の制限)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により、公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合で、相当な理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定により個人情報の目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、速やかにその旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で本人に通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の利用の目的若しくは方法について制限を課し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるように求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であっても、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の利用の制限)

第7条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第7条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算機の結合の制限)

第8条 実施機関は、法令等に定めがあるとき又は公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められるときを除き、実施機関以外の者が保有する電子計算機と実施機関の電子計算機の結合による個人情報の提供を行ってはならない。

(適正管理)

第9条 実施機関は、その保有する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この項及び次項において同じ。）の改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなら

い。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として特別に保有される個人情報については、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために、個人情報取扱事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）のとるべき措置を明らかにし、契約書等に明示しなければならない。

2 受託者は、実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務（以下「受託事務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

3 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その受託事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 個人情報の開示請求等

(個人情報の開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条から第20条までにおいて同じ。）の開示の請求（以下「開示の請求」という。）をすることができる。

2 次の各号に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他実施機関が特別の理由があると認める者の代理人 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

3 死者の個人情報は、次の各号のいずれかに該当する者に限り開示請求をすること

とができる。ただし、当該死者の個人情報に個人番号（番号法第2条第8項に規定する個人番号をいう。）が含まれる場合にあっては、この限りでない。

(1) 死者の法定代理人であった者

(2) 相続人（財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。）

(3) 死者の配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び2親等以内の血族その他これに準ずる者として規則で定める者。）であった者（相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。）

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で開示請求を認めた者

（開示請求の手続）

第12条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめ定めた個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、口頭により、開示請求を行うことができる。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

（個人情報の開示）

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれているときを除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めにより開示してはならないこととされている情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関す

る情報を除く。) であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

(3) 法人(国等を除く。)その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は当該事業を営む個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(4) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、個人情報取扱事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(5) 町政執行に関する個人情報であって、次に掲げるもの

ア 国等との間における協議、依頼、委任等により実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあることが明らかであるもの

イ 実施機関内部若しくは実施機関相互間又は実施機関と国等との調査、研究、審議、検討、協議等に関する個人情報であって、開示することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることが明らかであるもの

ウ 監査、検査、契約、争訟、交渉、試験、調査、研究、人事管理その他の実施機関が行う事務事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種事務事業の目的を失わせ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行を妨げるおそれがあることが明らかであるもの

(6) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることが明らかであるもの

(7) 法定代理人等による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められるとき。

(個人情報の一部開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該不

開示情報に係る部分を除いて、個人情報を開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 実施機関は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求を受理した日の翌日から起算して14日以内(特定個人情報に係る開示請求にあつては、開示請求があった日から30日以内。白鷹町の休日を定める条例(平成元年条例第40号)第1条に規定する本町の休日は、当該期間に算入しない。次条及び第24条第1項において同じ。)に、次の各号のいずれかの決定(以下「開示等の決定」という。)をし、速やかに書面により通知しなければならない。

- (1) 個人情報の全部開示
- (2) 個人情報の一部開示
- (3) 個人情報の全部不開示
- (4) 前条の規定による開示請求の拒否

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

3 実施機関は、第12条第1項ただし書の規定による口頭による開示請求があったときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、当該開示請求に係る個人情報の開示をするものとする。

(開示等の決定の期限の特例)

第17条 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前条第1項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、同項に規定する期間を開示請求を受理した日の翌日から起算して30日(特定個人情報に係る開示請求にあつては、開示請求があった日から60日)を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、期間内に開示等の

決定をすることができない理由及び延長する期間を同項に規定する期間内に、書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第18条 実施機関は、個人情報の全部又は一部開示の決定をするに当たって、開示請求に係る個人情報に国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合は、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の意見を聴いた場合において、当該第三者に関する情報が含まれている個人情報の全部又は一部開示の決定をしたときは、当該第三者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の場合において、当該第三者の意見に反して個人情報の全部又は一部開示の決定をしたときは、当該決定と開示を実施する期日との間に相当の期間を確保するよう努めるものとする。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、個人情報の全部又は一部開示の決定をしたとき（前条第3項の場合を除く。）は速やかに、開示請求者に対し当該個人情報の開示をしなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報を直接開示することにより、当該個人情報が汚損し、若しくは破損されるおそれがあるとき又は個人情報の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該個人情報の写し又は当該個人情報から出力し、若しくは採録したものにより開示することができる。

3 第12条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(個人情報の訂正請求)

第20条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の削除請求)

第21条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。次条において同じ。）が第6条の規定に違反して収集されたと認めるときは、実施

機関に対し、その削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、削除請求をしようとする者について準用する。

（目的外利用等の中止の請求）

第22条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報について、第7条の規定に違反する目的外利用等があると認められるとき若しくはそのおそれがあると認めるときは、実施機関に対して、目的外利用等の中止の請求（以下「目的外利用等の中止請求」という。）をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定に基づき、目的外利用等の中止請求がなされたときは、第24条の規定により、当該請求に対する可否の決定を行うまでの間、当該個人情報の目的外利用又は外部提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって、実施機関の正当な職務遂行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前項ただし書の規定により一時停止をしなかったときは、その事実を速やかに審査会に報告しなければならない。

4 第11条第2項の規定は、目的外利用等の中止請求について準用する。

（特定個人情報の利用停止請求）

第22条の2 何人も、開示を受けた自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

（1） 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

（2） 第7条の4の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の

提供の停止

- 2 第11条第2項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（訂正請求等の手続）

第23条 第20条から前条までの規定により訂正請求、削除請求、目的外利用等の中止請求又は利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

（1）氏名及び住所

（2）訂正請求等をしようとする個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。ただし、削除請求又は目的外利用等の中止請求にあつては特定個人情報を、利用停止請求にあつては情報提供等記録を除く。第25条において同じ。）を特定するために必要な事項

（3）訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止を求める内容

（4）前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 訂正請求等をしようとする者は、実施機関に対し、その請求の内容が正当であることを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第12条第2項の規定は、訂正請求等をしようとする者について準用する。

（訂正請求等に対する決定等）

第24条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内（特定個人情報に係る請求にあつては、請求があつた日から30日以内）に、当該請求に応じるか否かの決定をし、速やかにその旨を書面により請求者に通知しなければならない。

- 2 第16条第2項及び第17条の規定は、訂正請求等に対する決定について準用する。

（決定後の手続）

第25条 実施機関は、前条の規定により訂正請求等に応じる旨の決定をしたときは、速やかに請求に応じなければならない。この場合において、個人情報（情報

提供等記録を除く。)の外部提供を受けている者があるときは、その旨を通知する等必要な措置を講じなければならない。

(情報提供等記録の提供先等への通知)

第25条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4章 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第25条の3 開示等の決定、第24条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求があつた場合の手続)

第26条 実施機関は、開示等の決定、第24条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正請求等に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問(議会にあつては、意見を聴取)しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(第三者から当該個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の削除をすることとする場合
- (5) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の目的

外利用等の中止をすることとする場合

(6) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問した実施機関は、第1項の規定による答申又は意見の報告を受けたときは、これを尊重して、速やかに審査請求に対する裁決を行い、審査請求人に通知しなければならない。

(是正の申出)

第27条 何人も、自己に関する個人情報の取扱いが第6条から第9条まで及び第10条第1項の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、その取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 是正の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 第11条第2項及び第12条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。）を当該是正の申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

5 実施機関は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

6 第4項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再調査の申出をすることができる。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の再調査の申出について準用する。

8 是正の申出に対する処理を行ったときは、審査会に報告しなければならない。

(苦情の処理)

第28条 実施機関は、個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

第5章 罰則等

（罰則）

第29条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、その事務に関して知り得た個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。第32条及び第34条において同じ。）を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第30条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された公文書を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 受託者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業員が第29条の罪に該当したときは、その行為者を罰するほか、受託者を100万円以下の罰金に処する。

第32条 第29条に規定する個人情報の提供を受けた者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 前条の規定は、白鷹町以外においてその罪を犯した者にも適用する。

（過料）

第34条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

（適用除外）

第34条の2 番号法第9章の規定に定めのあるものについては同章の規定を適用し、第29条から前条までの規定は、適用しない。

第6章 補則

（出資法人等の個人情報保護）

第35条 町が出資金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人及び白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第

2号) 第7条の規定により協定を締結した指定管理者(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の保護を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(手数料等)

第36条 この条例の規定による個人情報の閲覧に要する手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第37条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に含まれる個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 法令等(白鷹町情報公開条例(平成12年条例第1号)を除く。)の規定により、自己に関する個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)の開示又は訂正等その他個人情報に関する手続の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(国等との協力)

第38条 町長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対して適切な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

(実施状況の公表)

第39条 実施機関は、毎年1回、この条例の運用状況について町民に公表しなければならない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項中審査会に報告することに関する部分又は第6条第2項第7号、同条第3項、同条第4項第2号、第7条第1項第6号及び同条第2項中審査会の意見を聴くことに関する部分の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第5条第1項の規定中、「個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときはあらかじめ、」とあるのは「現に行われている個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については遅滞なく、」と読み替えて適用する。

(関係条例の廃止)

- 3 白鷹町電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例（平成8年条例第20号）は、廃止する。

附 則（平成16年12月24日条例第33号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月25日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条の次に1条を加える改正規定 公布の日

(2) 第7条の次に3条を加える改正規定（第7条の4に係る部分に限る。）

平成27年10月5日

(3) 第25条の次に1条を加える改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 この条例の施行前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(白鷹町印鑑条例の一部改正)

3 白鷹町印鑑条例（昭和51年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月25日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第10号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月26日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正後の白鷹町個人情報保護条例（以下「改正後条例」という。）第2条第3号に規定する実施機関が保有している個人情報であつて、改正後条例第2条第2号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後第5条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとするときはあらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、白鷹町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年条例第14号）の施行後遅滞なく」とする。

(白鷹町印鑑条例の一部改正)

3 白鷹町印鑑条例（昭和51年条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略